	関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 ［略］ ［略］ α　α_1、α_2又はα_3のいずれか大きい率（ただし、令和４年度から令和６年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合には、1.000とする。） ［略］

［削る］

	関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 ［同左］ ［同左］ α　α_1、α_2又はα_3のいずれか大きい率（ただし、令和３年度から令和５年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.48以上となる場合は1.000とする。） ［同左］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
市町村	算式 （C × 6.0815 － 4.1067）× 0.988 C × 6.0815 － 4.1067及び（C × 6.0815 － 4.1067）× 0.988に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、C × 6.0815 － 4.1067が0.500に満たない場合には0.500とする。 算式の符号 C　次の算式によつて算定した数（当該数に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅰ C ＝ c1 ／ c2 算式Ⅰの符号 c1　「マイナンバーカード保有枚数（令和６年５月31日時点）について」（令和６年６月４日付け総行マ第69号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）において通知された令和６年５月31日時点の当該市町村における個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））第２条第７項に規定する個人番号